安城市監査公表第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年6月26日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

- 1 令和5年安城市監査公表第18号(公表日令和5年4月28日)関係分
- 2 措置の状況 納税課(令和5年6月8日現在の措置状況)

特に措置を講ずる必要があると認める事項

業務委託契約において、前回と同様に、支払金額は一致していたものの支払金額の算出方法が契約書に記載の方法と相違していたため、適切な事務執行に努められたい。

措置状況

今後は、支払の都度、契約書と照らし合わせながら支払金額を確認することとした。また、契約書の支払金額の算出方法が記載されたページの写しを請求書に添付し、支払金額の算出方法が契約書に記載の方法と一致していることを担当者と上席者で二重チェックすることとした。